

名古屋港管理組合公報

平成22年11月30日

(火曜日)

号外第248号

目次

- 名古屋港管理組合議会の議員の議員報酬の特例に関する条例 1
- 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 1

条 例

名古屋港管理組合議会の議員の議員報酬の特例に関する条例を公布する。
平成二十二年十一月三十日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合条例第七号

名古屋港管理組合議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

名古屋港管理組合議会の議員の議員報酬の月額、平成二十二年十二月一日から平成二十三年十一月三十日までの間において、名古屋港管理組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成五年名古屋港管理組合条例第四号）第一条の規定にかかわらず、同条各号に掲げる額から当該額に百分の八を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成二十二年十一月三十日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合条例第八号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与等に関する条例（昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号）の一部を次のように改正する。
付則第五項中「平成二十二年十一月三十日」を「平成二十三年十一月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合